

工事における電子納品 特記仕様書

第1条（電子納品）

本工事は、電子納品対象工事である。

電子納品とは、工事管理資料等の最終成果を電子データで納入することをいう。

第2条（適用図書）

電子データの作成等については、国土交通省の要領・基準（案）等に準ずる。

ただし、これによりがたい場合は、島根県の電子納品運用ガイドライン（簡易版）を準用することを可とする。

第3条（適用範囲）

電子納品の対象範囲は、完了図面、写真は必須とし、その他の資料については、監督員と協議し、決定するものとする。

なお、電子化が著しく困難なもの（スキャナー等により電子化しないとイケないもの。署名又は押印の必要な資料、伝票、ミルシート、カタログ等）は、紙ベースのみの納品とする。

第4条（工事図面について）

図面フォルダは、目次（エクセル）と最終の各図面をSXF(SFC)形式で格納する。

図面ファイルは、NN図面名称.SFCとする。（NNは01～99）100枚以上図面がある場合は、NNN（001、002・・・999）とすること。

図面の確認は、SXFブラウザで行うこととし、SXF変換で文字化け等がないかを確認すること。

第5条（工事写真について）

写真フォルダには、島根県公共工事共通仕様書の写真管理基準（案）に基づき、デジタルカメラで撮影した電子データをJPGファイルとして保存する。

デジタルカメラの画素数は100～200万画素（300～500KB程度）とする。

市販のデジタルカメラは高画素数も普及しているが、パソコンへの負荷を考慮し避けること。（カメラの画質設定を行うこと。）

フォルダ名はNNフォルダ名、写真ファイル名は、NN写真名.JPGとする。（NNは01～99）100枚以上写真がある場合は、NNN（001、002・・・999）とすること。

第6条（施工管理資料について）

施工管理フォルダには、各種管理資料の電子データ（ワード、エクセル等）のオリジナルファイルと施工管理資料一覧をエクセル等で納めたフォルダを格納する。

特定のソフトで作成した資料については、PDFをオリジナルとすること。

ファイル名は10文字程度の解りやすい名前をつけ、1ファイル5MB以下を目途とし、最大でも9.9MBまでとすること。

第7条（工事完成図書の提出）

電子納品の対象とする項目については、別途監督員と協議し定めるものとする。

第3条に示す「適用範囲」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する必要はないが、可能なものについては発注者との協議により積極的に取り組むこと。

成果品の提出部数は、作成した電子媒体（CD-R）で2部提出する。電子媒体の作成にあたり、成果品の確認用に無償ビューアをCD-Rに格納する。紙で管理した各種資料を1部提出する。

その他、疑義が生じた場合は別途監督員と協議するものとする。

第8条（電子納品試行に関わる費用）

電子媒体作成に関わる費用については、受注者の負担とする。